

翻訳・通訳業務等の言語能力を用いる対人業務に従事する場合の在留資格の明確化について

外国人が言語能力を用いて翻訳・通訳業務等の対人業務に従事することを希望する場合について、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請人の予見可能性を高めるため、在留資格の該当性に係る考え方を公表します。

1 在留資格に該当する活動について

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには、当該在留資格に該当する活動、すなわち、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務又は日本国内の文化の中では育てられないような思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の業務に従事することが必要です。

この点において、主に言語能力を用いる対人業務等に従事する場合は、申請人が C E F R ・ B 2 相当の言語能力を有していることを前提とし、当該言語能力を有していない場合は、上記「一定水準以上の業務」に従事するものとは認められません。

2 C E F R ・ B 2 相当の言語能力について

業務上使用する言語に応じ、下記のいずれかに該当する場合は C E F R ・ B 2 相当の言語能力を有しているものと評価します。

所属機関が カテゴリー 3 又は 4 に該当する場合は、申請時において、当該言語能力を有することを証する資料を提出してください（所属機関が カテゴリー 1 又は 2 に該当する場合であっても、審査の過程で資料の提出をお願いする可能性があります。）。

(1) 日本語能力について

ア J L P T ・ N 2 以上を取得していること

イ B J T ビジネス日本語能力テストにおいて 4 0 0 点以上を取得していること

ウ 中長期在留者として 2 0 年以上本邦に在留していること

エ 本邦の大学を卒業し、又は本邦の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了していること

(注) 専攻科目と業務内容に関連性が認められる場合に限り。ただし、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和 5 年文部科学省告示第 5 3 号）」第 2 条に定める文部科学大臣による認定を受けた専修学校の専門課程の学科又は専攻科を修了した者については、当該関連性について柔軟に判断します。

オ 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

(2) 日本語以外の言語能力について

ア 当該言語が申請人の母国語又は公用語であること

イ 当該言語に係る試験により、CEFR・B2以上の言語能力を有していることが証明されていること（証明書上又は当該試験の公式ホームページ上にCEFR表示がなされているものに限ります。）

ウ （上記ア及びイに該当しない場合）申請人が業務上必要な言語能力を有していることが明らかに評価できる合理的な理由（注）が説明されていること

（注）例えば、母国語以外の言語が業務上必要とされている場合において、当該言語が公用語として使用されている国の大学に留学経験があることが卒業証明書等により証明されていることなどが想定されます。